

公共施設（庁舎等）のCO₂排出削減に向け、 省エネ設備の導入を通して地方公共団体の率先的取組を支援します。

補助対象者



- ・地方公共団体
- ・民間事業者等（地方公共団体等と共同申請するリース会社等）

募集時期

平成31年4月頃（予定）

補助要件

- ・「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設（庁舎等）へエネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する省エネ設備を導入する先進的・モデル的な取組
例：空調、照明、EMS（エネルギーマネジメントシステム）
- ・カーボン・マネジメント体制の整備等

補助内容

- ・都道府県、政令市及び民間企業等：
省エネ設備等の導入費用の1/3
- ・財政力指数が全国平均以上の市町村及び特別区、
地方公共団体の組合：省エネ設備等の導入費用の1/2
- ・財政力指数が全国平均未満の市町村及び特別区：
省エネ設備等の導入費用の2/3

支援イメージ

事例①：神奈川県川崎市 設備導入施設：麻生区役所

＜補助内容＞
吸収式冷温水発生機、冷却塔、
冷温水ポンプ、空調機、
LED照明、BEMS



事例②：岡山県倉敷市 設備導入施設：屋内水泳センター、長楽荘

＜補助内容＞
温水発生器、水熱源ヒートポンプ、
温水ボイラ、温水ポンプ、
吸収式冷温水発生機、
冷却塔、冷温水ポンプ



このような
地方公共団体
におすすめします。



- ・「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づく地球温暖化対策の取組を強化・拡充したい。
- ・地方公共団体の率先的取組を強化し、地域全体の温暖化対策に繋げたい。
- ・公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を図りたい。 ・月々の光熱費を削減したい。 etc.

ぜひ
ご検討
ください



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 - 公共施設のCO2排出削減に向けて -

2019年度予算（案）
5,200百万円（3,270百万円）

大臣官房
環境計画課

背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**」という。）を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○事務事業編に基づく**省エネ設備等導入**支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

事務事業編の強化・拡充

- ・ 首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・ 省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



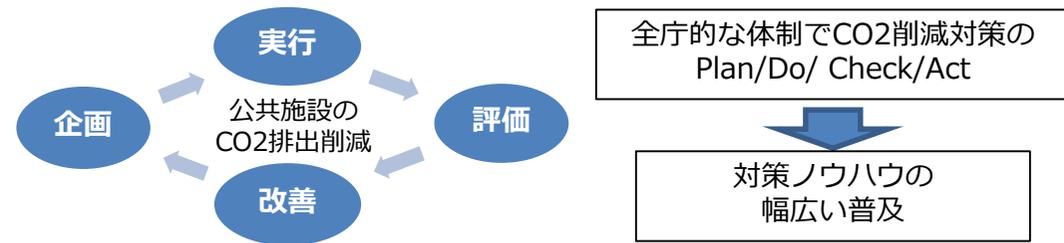
空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

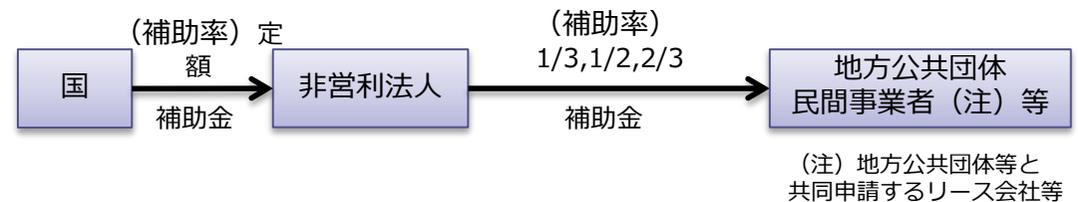
カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（2020年度）



補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。